

河合町部活動地域移行推進計画（案）

令和5年7月
河合町教育委員会

1. はじめに～部活動の現状と課題から～

- 部活動はこれまで多くの生徒にスポーツ・文化芸術活動への参加の機会をつくり、生徒の学びと成長に大きな役割を果たしてきました。
- 現在、河合町では二つの中学校で8種目の運動部活動と4種類の文化部活動が実施され、8割以上の生徒が参加しています。
- しかし、少子化が進み生徒数が減少するとともに教員数も減少し、今後は従来と同様の部活動を維持、運営することは極めて困難な状況となっています。
- このことは河合町だけの課題でなく、奈良県教育委員会は令和5年3月に「令和5年度から令和7年度までの3年間を改革集中期間とし、中学校における休日の学校部活動の地域クラブ活動への移行を完了することを目指す。」との方針を示し、県内各市町村で地域移行に向けた検討が行われています。
- そこで河合町では、今後も町の子どもたちが多様なスポーツ・文化活動に親しめる機会を確保するとともに、教員の働き方改革を進め学校教育の質を向上することを目的に、まずは休日（土・日曜日）の部活動の地域移行を推進し、その環境整備を図ります。

2. 地域移行に向けた推進体制

1) 河合町教育委員会

- 河合町教育委員会は、「河合町部活動地域移行推進計画」を策定し、令和5年度から令和6年度を整備集中期間として、休日の部活動が円滑に地域へ移行できるよう体制を整備するため以下についてとりくみます。
 - ・ 部活動やスポーツ・文化活動についての子ども、保護者、教員のニーズの把握
 - ・ 活動の実施主体となるスポーツ、文化芸術環境の整備方法等について検討を行う整備委員会の開催
 - ・ 奈良県教育委員会、河合町立学校、町内各種スポーツ・文化芸術活動諸団体との連絡調整
 - ・ 指導者の発掘、把握と人材の確保
 - ・ 指導者の支援、フォローアップ、研修
 - ・ 必要な財源の確保 など
- 令和5年度より部分的試行を行い、令和7年度まで段階的に移行を進めながら、令和8年度に休日部活動の地域移行を完了します。また、将来的に平日の部活動の地域移行をめざします。

2) 河合町立中学校

- 「河合町部活動ガイドライン」に即し、学校全体として部活動の適切な指導、運営及び管理に係る体制をつくります。
- 学校、教職員の働き方改革をふまえた部活動運営を進めるとともに、休日の部活動の地域移行が円滑に実施できるよう教職員間で共通理解を図り、関係者との連携、協力を深めます。

3. 「河合町文化・スポーツ地域クラブ」の整備と運営について

- 休日の部活動を学校から地域に移行するにあたっては、その実施主体が必要です。そのために、「河合町文化・スポーツ地域クラブ」(以下「地域クラブ」)を創設し、整備します。
- 地域クラブは、河合町の子どもたちが地域の中でスポーツ、文化芸術活動に参加する際の入り口となり、世代を超えた人々が、生涯にわたり多様なスポーツや文化芸術活動を通して“ふれ合い、学び合い、高め合い”のできる町づくりに寄与していきます。
- この地域クラブは休日の部活動の受け皿となり、学校と地域がともに河合町の子どもたちを育む環境をつくります。また、活動を通して子どもたちの自主性を育て、体力と技能の向上を図ります。
- 地域クラブの運営には、町内の各種スポーツ団体や文化芸術団体の方々に参画いただき協力をお願いします。また、各分野で活動されている方々にも協力を依頼していきます。
- 当面は、現在中学校で運営される運動部活動や文化部活動の種目、内容を中心とし、生徒が休日に活動できるよう整備を進め、指導者を派遣します。指導者には、大会や公式戦の監督等としても活躍していただきます。
- 実情に応じ、地域クラブへの移行が可能な部活動から積極的に移行を推進します。
- 将来的には、子どもたちのニーズに即し活動内容を多様化します。また、小学生の参加も見えます。

1) 地域の組織として

地域クラブは学校の部活動とは切り離れた地域主体の組織です。代表は地域の人材に担っていただき、事務局は河合町教育委員会に置きます。

2) 対象者

当面、河合町の生徒を対象としますが、協議の上、他の市町村の生徒を受け入れることもあります。

3) 活動場所

- ・学校施設での活動を基本とし、町の施設も調整し幅広く利用します。
- ・活動場所への移動は、各自で行ってもらいます。

4) 活動時間

- ・土曜、日曜のいずれか1日で活動時間は3時間程度です。
- ・「河合町部活動ガイドライン」の規定に基づき活動します。

5) 運営費の徴収

生徒が活動に参加する場合は傷害保険費、事務費、大会参加登録費、指導者報酬の一部などの費用として、一定額の運営費を徴収します。

なお、保護者に過度の負担とならないよう、教育委員会として予算措置や補助金等の財源確保に努めます。また、家庭の経済状況に応じた手立てを講じます。

6) 指導者の報酬

指導者には、地域クラブに登録していただき、指導業務を委託します。報酬は時給1,600円程度とし、運営費と町負担（国の事業である補助金制度の活用）で賄う方向を検討します。

7) 大会等への参加について

奈良県中学校体育連盟等が主催する大会やコンクール等について、地域クラブからの参加が可能となります。

4. その他

この計画は、今後の文部科学省・奈良県教育委員会の方針、ガイドライン等や取組の進捗状況を勘案し、適宜見直しを行います。